

平成30年住宅・土地統計調査の実施について

平成30年10月1日を調査期日として、住宅・土地統計調査を実施します。

9月上旬から10月中旬頃まで調査員証を携帯した調査員が調査区内の一部世帯を訪問しますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

お問合せ等を受けられた場合は、お手数おかけしますが、西区役所総務課統計選挙係(320-8316)を御案内いただくようお願いいたします。

調査の概要

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその15回目に当たります。

(2) 調査期日

平成30年10月1日

(3) 調査の対象

平成27年国勢調査調査区のうち約5分の1の調査区を対象とし、1調査区から17住戸を抽出して調査します。対象の調査区(対象地域)は、別紙を御覧ください。

(西区内調査対象 329調査区、約5,600世帯)

【別紙1】自治会町内会別調査区数一覧

【別紙2】地区別調査区一覧

(4) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたしますので、御協力をお願いいたします。

- ・ 9月上旬から中旬
対象調査区内の巡回(調査地域の確認)、各世帯に「調査のお知らせ」を配布
- ・ 9月中旬
調査対象となった世帯にインターネット回答用の調査書類の配布
- ・ 9月下旬から10月上旬まで
インターネット回答のなかった世帯等に紙の調査票の配布と回収
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(5) 調査の方法

調査員による調査票の配布・収集を行います。世帯からの調査票の回答方法は、従来からの世帯の任意封入による調査員回収、インターネットを利用したオンライン回答に加え、郵送提出のいずれかで回答します。

(6) 調査員

調査活動中は顔写真入りの統計調査員証を携帯し、世帯を訪問する際は必ず提示します。

<調査員証の例>



(7) 個人情報の保護について

統計法では、調査対象者が安心して調査票に御記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。また、調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありません。

【問合せ】 西区総務課統計選挙係
電話 320-8316